議案第11号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例(昭和28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.59」を「100分の7.93」に改める。

第5条中「24,623円」を「25,600円」に改める。

第6条第1号中「第28条」を「第28条第1項」に、「25,973円」を「26,049円」に 改め、同条第2号中「12,987円」を「13,024円」に改め、同条第3号中「19,480円」 を「19,536円」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.61」を「100分の2.63」に改める。

第9条中「8,634円」を「8,644円」に改める。

第10条第1号中「9,107円」を「8,796円」に改め、同条第2号中「4,554円」を「4,398円」に改め、同条第3号中「6,831円」を「6,597円」に改める。

第11条中「100分の1.86」を「100分の1.88」に改める。

第13条中「8,529円」を「8,555円」に改める。

第14条中「6,644円」を「6,640円」に改める。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第28条第1項中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「17,237円」を「17,920円」に、同号イ(ア)中「18,182円」を「18,235円」に改め、同号イ(イ)中「9,091円」を「9,117円」に改め、同号イ(ウ)中「13,637円」を「13,676円」に改

- め、同号ウ中「6,044円」を「6,051円」に改め、同号エ(ア)中「6,375円」を 「6,158円」に改め、同号エ(イ)中「3,188円」を「3,079円」に改め、同号エ (ウ) 中「4,782円」を「4,618円」に改め、同号オ中「5,971円」を「5,989円」に改 め、同号カ中「4,651円」を「4,648円」に改め、同項第2号ア中、「12,312円」を 「12,800円」に改め、同号イ(ア)中「12,987円」を「13,025円」に改め、同号イ (イ) 中「6,494円」を「6,512円」に改め、同号イ(ウ)中「9,741円」を「9,768 円」に改め、同号ウ中「4,317円」を「4,322円」に改め、同号エ(ア)中「4,554 円」を「4,398円」に改め、同号エ(イ)中「2,277円」を「2,199円」に改め、同号 エ (ウ) 中「3,416円」を「3,299円」に改め、同号オ中「4,265円」を「4,278円」に 改め、同号カ中「3,322円」を「3,320円」に改め、同項第3号ア中「4,925円」を 「5,120円」に改め、同号イ(ア)中「5,195円」を「5,210円」に改め、同号イ (イ) 中「2,598円」を「2,605円」に改め、同号イ(ウ)中「3,897円」を「3,908 円」に改め、同号ウ中「1,727円」を「1,729円」に改め、同号エ(ア)中「1,822 円」を「1,760円」に改め、同号エ(イ)中「911円」を「880円」に改め、同号エ (ウ) 中「1,367円」を「1,320円」に改め、同号オ中「1,706円」を「1,711円」に改 め、同号カ中「1,329円」を「1,328円」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月 31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納 税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学 児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場 合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等 割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,840円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,240円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,800円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,297円

- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,161円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,458円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,322円

第28条の2中「前条の」を「前条第1項の」に改め、同条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。)」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第28条」を「第28条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第15項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に、「令和3年4月分以降」を「令和4年4月分以降」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
 - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税につい ては、なお従前の例による。

説明

国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

参考資料1

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

(課税額)

第2条 一略一

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定 した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基 礎課税額は、65万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 一略一

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.93を乗じて算定する。

2 一略一

現行

(課税額)

第2条 一略一

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定 した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基 礎課税額は、63万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 一略一

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.59を乗じて算定する。

2 一略一

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 26,049円
 - (2) 特定世帯 13,024円
 - (3) 特定継続世帯 19,536円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所

現行

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,623円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 25,973円
 - (2) 特定世帯 12,987円
 - (3) 特定継続世帯 19,480円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所

改下案

得害(額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.63を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい て8,644円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等害(額)

- 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,796円
 - (2) 特定世帯 4,398円
 - (3) 特定継続世帯 6,597円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係 る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保 険者1人について8,555円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,640 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,644

現行

得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の **所得に係る**基礎控除後の総所得金額等に100分の2.61を乗じて算 定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい て8,634円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額)

- 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,107円
 - (2) 特定世帯 4,554円
 - (3) 特定継続世帯 6,831円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係 る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.86を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保 険者1人について8,529円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

円とする。

(納税義務の発生、消滅に伴う賦課)

第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第28条の規定による減額が行われた場合には、<u>その</u>減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2~8 -略-

(国民健康保険税の減額)

- 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法<u>第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法<u>第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規

現行

円とする。

(納税義務の発生、消滅に伴う賦課)

第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第28条の規定による減額が行われた場合には、**同条**の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

 $2 \sim 8$ 一略一

(国民健康保険税の減額)

- 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法<u>第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法<u>第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所

定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,920円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割</u> <u>額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,235円
 - (イ) 特定世帯 9,117円
 - (ウ) 特定継続世帯 13,676円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

現行

得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法**第703条の5**に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,237円
- イ **国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,182円
 - (イ) 特定世帯 9,091円
 - (ウ) 特定継続世帯 13,637円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

- の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,051円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,158円
 - (イ) 特定世帯 3,079円
 - (ウ) 特定継続世帯 4,618円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,989円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,648円
- (2) 法<u>第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額** 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

現行

- の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,044円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,375円
 - (イ) 特定世帯 3,188円
 - (ウ) 特定継続世帯 4,782円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,971円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,651円
- (2) 法**第703条の5**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

1人について 12,800円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割
 - 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,025円
 - (イ) 特定世帯 6,512円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,768円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 4,322円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,398円
 - (イ) 特定世帯 2,199円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,299円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,278円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯に ついて 3,320円
- (3) 法<u>第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得

現行

12,312円

- イ **国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,987円
 - (イ) 特定世帯 6,494円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,741円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について 4,317円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,554円
 - (イ) 特定世帯 2,277円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,416円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,265円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,322円
- (3) 法<u>第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の

者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,120円
- イ **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,210円
 - (イ) 特定世帯 2,605円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,908円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について 1,729円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,760円
 - (イ) 特定世帯 880円
 - (ウ) 特定継続世帯 1,320円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納

現行

数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,925円
- イ **国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,195円
 - (イ) 特定世帯 2,598円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,897円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について 1,727円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,822円
 - (イ) 特定世帯 911円
 - (ウ) 特定継続世帯 1,367円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納

付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 1,711円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,328円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」と いう。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保 険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算 定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものと した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限 る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人に ついて次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,840円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,240円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,800円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,297円

現行

付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,706円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,329円

- <u>イ</u> 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,161円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,458円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,322円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世 帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特 例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。)である場 合における第3条及び**前条第1項の**規定の適用については、第3 条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得 金額(第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に 給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分 の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。) | と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条 第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次 条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含ま れている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する 金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」 とする。

附則

1 一略一

現 行

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世 帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特 例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。)である場 合における第3条及び**前条の**規定の適用については、第3条第1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与 所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、 所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、**前条第** 1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する 特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合 においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の 規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるも のとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附則

1 一略一

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第28条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有 する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条第1項**の規 定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定 する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」と あるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、

現行

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有 する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第28条</u>の規定の適 用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上 場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるの は「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条

第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場 合における第3条、第7条、第11条及び**第28条第1項**の規定の適 用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から 同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条 第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1 項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35 条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場 合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する 長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この 項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額 から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得 の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額」とする。

現行

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の 金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場 合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律 第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34 条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第 1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡 所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項におい て「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第 314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合 計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所 得の金額」とする。

5 一略一

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係 る譲渡所得等を有する場合における第3条第1項、第7条、第11 条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附 則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等 に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条 及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

現行

5 一略一

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係 る譲渡所得等を有する場合における第3条第1項、第7条、第11 条及び<u>第28条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条 第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡 所得等の金額」と、<u>第28条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一 般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等 に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条 及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の 2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」

額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡 所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第 11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附 則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所 得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑

現行

と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定 する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡 所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第 11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額」とする。

(十地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の 特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑

所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第 8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得 を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項 の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者 等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法 律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及 び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例

現行

所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額がに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第 8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定 する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得 を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定 の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から 同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭 和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16 条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利

適用利子等の額(以下この条及び<u>第28条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第28条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例 適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同 法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当 所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及 び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林 所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並 びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課 税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第 3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等 の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等 の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の 額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用 配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」

現行

子等の額(以下この条及び<u>第28条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第28条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第28条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の

とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」 と、<u>第28条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額 並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11 条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下 「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項 と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」 と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規

現行

は「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第28条** 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配 当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11 条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山 林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及 び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例 法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第 28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適

定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所 得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1 項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額 の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得 金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約 等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2 の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 等の額」とする。

14 一略一

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

現行

用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所 得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規 定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条 約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関 する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額 の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の 合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合 計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第 12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とす る。

14 一略一

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

15 **令和4年4月1日から令和5年3月31日まで**の間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が定められている国民健康保険税(資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため**令和4年4月1日以降**に納期限が定められている場合は、**令和4年4月分**以降の国民健康保険税。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)と(2) 一略一

16 一略一

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、 令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によ る。

現行

15 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が定められている国民健康保険税(資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため令和3年4月1日以隆に納期限が定められている場合は、令和3年4月分以降の国民健康保険税。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)と(2) 一略一

16 一略一

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	7.59%	63 万円	
均等割	24,623 円		
平等割	25,973 円		

【税率改正後】

医療分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	<u>7.93%</u>		
均等割	25,600 円	<u>65 万円</u>	
平等割	26,049 円		

後期高齢者支援金分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	2.61%		
均等割	8,634 円	19 万円	
平等割	9,107 円		

後期高齢者支援金分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	<u>2.63%</u>		
均等割	8,644 円	<u>20 万円</u>	
平等割	8,796 円		

介護納付金分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	1.86%	17 万円	
均等割	8,529 円		
平等割	6,644 円		

介護納付金分

区分	税率等	課税限度額	
所得割	<u>1.88%</u>		
均等割	8,555 円	17 万円	
平等割	<u>6,640 円</u>		

■未就学児均等割軽減

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。 (単位:円/人)

世帯所得による 軽減割合 (医療+支援分)	法定軽減額	未就学児 均等割軽減分	合計軽減額
軽減なし	I	17,122	17,122
2割軽減	6,849	13,698	20,547
5割軽減	17,122	8,561	25,683
7割軽減	23,971	5,137	29,108

[※]軽減がない場合、医療分と支援分の均等割額は、25,600+8,644=34,244円である。